

ID: 558

担当部署: 市民生活部 生活環境課

<b>処分の概要</b>	転換計画の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第5項		
<b>法令番号</b>	昭和50年厚生省令第37号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>省令第5条第5項の規定による。 (転換計画の認定等)</p> <p>第5条</p> <p>5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 27 年 4 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日